

第 55 回



定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2017年9月12日（火曜日）
午前10時

開催場所 鹿児島市新照院町41番1号
城山観光ホテル 4階 ガレリア

株主総会に当日ご出席いただけない株主様

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

目次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	14
計算書類	23
監査報告書	31
株主総会参考書類	35
第1号議案：剰余金の処分の件	
第2号議案：定款一部変更の件	
第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	
第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	
第6号議案：監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第7号議案：役員賞与支給の件	
第8号議案：退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	

(証券コード：1381)
2017年8月28日

株 主 各 位

鹿児島市草牟田二丁目1番8号
株 式 会 社 ア ク シ ー ズ
代表取締役社長 佐々倉 豊

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年9月11日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年9月12日（火曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市新照院町41番1号
城山観光ホテル 4階 ガレリア
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第55期（2016年7月1日から2017年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（2016年7月1日から2017年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第8号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.axyz-grp.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(添付書類)

## 事業報告

(自 2016年7月1日)  
(至 2017年6月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が進み緩やかな回復基調が見られたものの、米国の政策転換や英国のEU離脱問題等により、先行き不透明な状況が続いております。

鶏肉業界におきましては、消費者の国産・健康志向や他畜種との価格優位性から、引き続き堅調な需要に支えられております。しかしながら、主要製造コストである飼料用穀物価格が依然として高止まりしているため、鶏肉製造においては、一段の効率化や省力化が求められております。

このような状況の中、当社グループの業績は、売上高188億2百万円（前期比2.3%増）となりました。利益面につきましては、営業利益29億64百万円（同26.7%増）、経常利益30億58百万円（同28.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、19億60百万円（同60.2%増）となりました。

なお、セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

| 区 分 | 第54期<br>(2016年6月期) |           | 第55期<br>(2017年6月期) |           | 前連結会計年度比   |          |
|-----|--------------------|-----------|--------------------|-----------|------------|----------|
|     | 金 額                | 構 成 比     | 金 額                | 構 成 比     | 増 減 金 額    | 増 減 率    |
| 食 品 | 百万円<br>15,689      | %<br>85.4 | 百万円<br>16,147      | %<br>85.9 | 百万円<br>458 | %<br>2.9 |
| 外 食 | 2,689              | 14.6      | 2,655              | 14.1      | △34        | △1.3     |
| 合 計 | 18,378             | 100.0     | 18,802             | 100.0     | 424        | 2.3      |

(注) 当連結会計年度から、従来「鶏肉関連」としていた報告セグメントの名称を「食品」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

(2) 企業集団の資金調達の様況

特記すべき資金調達はありませぬ。

(3) 企業集団の設備投資の様況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億7百万円であります。その主なものは、肥育施設の新設及び鶏肉加工工場の設備増強であり、更なる生産効率向上のため実施いたしました。

(4) 企業集団の財産及び損益の様況の推移

| 区 分                    | 第 52 期<br>(2014年 6 月期) | 第 53 期<br>(2015年 6 月期) | 第 54 期<br>(2016年 6 月期) | 第55期(当連結会計年度)<br>(2017年 6 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)             | 15,827                 | 17,664                 | 18,378                 | 18,802                        |
| 経 常 利 益(百万円)           | 730                    | 1,934                  | 2,388                  | 3,058                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)   | 485                    | 1,091                  | 1,223                  | 1,960                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 86.48                  | 194.29                 | 217.80                 | 349.02                        |
| 総 資 産(百万円)             | 8,696                  | 10,483                 | 11,556                 | 13,777                        |
| 純 資 産(百万円)             | 6,693                  | 7,747                  | 8,774                  | 10,575                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 1,191.94               | 1,379.55               | 1,562.48               | 1,883.05                      |

(5) 企業集団の対処すべき課題

日本経済は、堅調な雇用・所得情勢を受けて穏やかな回復基調にあるものの、欧米の政治動向や中国、新興国経済の鈍化懸念等、下振れリスクを抱えております。また、鶏肉業界におきましては、食肉・穀物相場の変動や世界規模での需給動向の変化が激しく、厳しい経営環境が続くことを予測しております。

こうした状況下におきまして、当社グループは、飼料製造・肥育・加工全ての工程を自社で行うインテグレーションを構築し、永年にわたり“にわとりを健康に育てる”こと“おいしい鶏肉を生産する”ことを追求した結果、薬を使用しない、薬に頼らない飼育体制を確立いたしました。引き続き、当社グループ独自の強みを生かして更なる生産効率の改善に努めてまいります。

(6) **企業集団の主要な事業内容** (2017年6月30日現在)

当社の企業集団は、当社、連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、主として次の事業を行っております。

- ① 鶏肉（チルド及びフローズン）及び鶏肉に加熱、味付け等の加工を施した商品の製造販売
- ② ケンタッキーフライドチキン及びピザハット店舗のFC事業

(7) **企業集団の主要拠点等** (2017年6月30日現在)

① 当社の主要拠点

本社 鹿児島市草牟田二丁目1番8号  
工場・その他  
川上工場、宮之浦工場、南栄事業所 (鹿児島県鹿児島市)  
宮之城工場、薩摩工場、鹿児島工場 (鹿児島県薩摩郡さつま町)  
東京営業所 (東京都文京区)

② 子会社の主要拠点

株式会社アクシーズフーズ (東京都文京区)  
錦江湾飼料株式会社 (鹿児島県鹿児島市)

(8) **企業集団及び当社の従業員の状況** (2017年6月30日現在)

① 企業集団の状況

| セグメントの名称 | 従業員数          | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|---------------|-------------|
| 食品       | 1,084名 ( - )  | 34名増        |
| 外食       | 81名 ( 656)    | 9名減         |
| 合計       | 1,165名 ( 656) | 25名増        |

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、( ) 書きは外書きで臨時従業員の期中平均雇用人員を記載しております。

② 当社の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 897名 | 20名増      | 43.7歳 | 5.5年   |

(注) 従業員数の中には常勤嘱託社員15名を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況  
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|---------------|-------|---------|---------------------|
| 株式会社アクシーズフーズ  | 30百万円 | 100.0%  | 外食及び鶏肉とその鶏肉加工食品販売   |
| 株式会社アクシーズケミカル | 20    | 100.0   | シラスバルーン及びゼオライトの製造販売 |
| 錦江湾飼料株式会社     | 30    | 100.0   | 飼 料 製 造 ・ 販 売       |

2. 会社の株式に関する事項 (2017年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,350,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,617,500株 (うち自己株式1,533株)  
 (3) 株主数 923名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名             | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------|----------|---------|
| 伊 地 知 恭 正         | 938,000株 | 16.70%  |
| 有 限 会 社 照 国 興 産   | 600,000  | 10.68   |
| 伊 地 知 昭 正         | 531,000  | 9.45    |
| 伊 地 知 高 正         | 502,815  | 8.95    |
| 伊 地 知 芳 正         | 502,815  | 8.95    |
| 株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行 | 220,000  | 3.92    |
| 農 林 中 央 金 庫       | 210,000  | 3.74    |
| 村 尾 万 紀 子         | 185,000  | 3.29    |
| 伊 地 知 洋 正         | 185,000  | 3.29    |
| 伊 地 知 剛 正         | 185,000  | 3.29    |

(注) 持株比率は自己株式 (1,533株) を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2017年6月30日現在)

| 地       | 位 | 氏   | 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                      |
|---------|---|-----|----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 |   | 佐々倉 | 豊  | 錦江湾飼料株式会社代表取締役社長<br>株式会社アイエムポーター代表取締役社長<br>有限会社山之内コンピューター会計代表取締役<br>税理士法人れいめい代表社員 |
| 専務取締役   |   | 伊地知 | 高正 |                                                                                   |
| 取締役     |   | 榊   | 茂  |                                                                                   |
| 常勤監査役   |   | 西   | 秀樹 |                                                                                   |
| 監査役     |   | 山之内 | 浩明 |                                                                                   |
| 監査役     |   | 新倉  | 哲朗 |                                                                                   |

- (注) 1. 監査役山之内浩明氏及び新倉哲朗氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 監査役山之内浩明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
3. 当社は、監査役新倉哲朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

#### (2) 役員報酬等の総額

| 区 | 分 | 支給人員 | 報酬等の総額 |
|---|---|------|--------|
| 取 | 締 | 3名   | 71百万円  |
| 監 | 査 | 2    | 7      |
|   | 計 | 5    | 79     |

- (注) 1. 第39回定時株主総会の決議 (2001年9月27日改定) による取締役報酬限度額は年額120百万円であり、第37回定時株主総会の決議 (1999年8月30日改定) による監査役報酬限度額は年額30百万円であります。  
2. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額21百万円及び役員退職慰労引当金繰入額4百万円を含めております。  
3. 監査役の員数は、無支給者が1名いるため、当事業年度支給対象人員数と相違しております。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況等及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分       | 氏 名       | 兼 職 先 会 社 名                           | 兼 職 の 内 容            |
|-----------|-----------|---------------------------------------|----------------------|
| 社 外 監 査 役 | 山 之 内 浩 明 | 有限会社山之内コンピューター会計<br>税 理 士 法 人 れ い め い | 代 表 取 締 役<br>代 表 社 員 |

(注) 有限会社山之内コンピューター会計から、税務上のコンサルティングを受けております。

#### ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 活 動 状 況                                                                         |
|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 山 之 内 浩 明 | 当事業年度開催の取締役会20回のうち7回、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 新 倉 哲 朗   | 当事業年度開催の取締役会20回のうち7回、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

#### ③ 社外役員の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|---------|-------------|
| 監 査 役 | 1名      | 0百万円        |
| 計     | 1       | 0           |

(注) 監査役の員数は、無支給者が1名いるため、当事業年度支給対象人員数と相違しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### I. 決議の内容の概要

株式会社アクシーズ（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を次のとおり整備する。

#### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役及び監査役（以下「役員」という。）並びに社員、従業員、嘱託及びパートタイム労働者（以下「社員等」という。）が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等を適切に管理する。役員はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

#### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定め、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に取締役会に報告し、進捗・改善を促す。また、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議し、取締役会及び取締役社長を補佐する組織として取締役、常勤監査役及び各部署の長で構成する経営会議を置く。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

(5) ①から④に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社の職務の執行状況及びその他事業活動に係る重要な事項については、当社の取締役会等にて報告を行う。

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関するプロジェクトチームを設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるためのシステムを含む体制を構築する。当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を内部監査規程に基づいて実施する。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては当社の取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社の取締役等は、組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的な目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に当社の取締役会等に報告し、進捗・改善を促す。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社は、倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役等及び社員等が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、当社の経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役会等に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令できるものとする。

- (7) (6) の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項  
 当社の監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び所属長の指揮命令を受けないものとする。
- (8) 当社の監査役の(6) の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
 監査役の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
- (9) ①及び②に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制  
 ①当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制  
 取締役又は社員等は、常勤監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の課程及び業務の施行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員等にその説明を求めることができる。
- ②当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制  
 取締役等は、当社の常勤監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、当社の監査役は、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができる。
- (10) (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
 監査役に報告を行った取締役又は社員等が、報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしてはならないものとする。
- (11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
 当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
 当社の監査役は、取締役会及び経営会議に出席し意見を述べるることができるものとする。取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行う。

## Ⅱ. 体制の運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針に基づき、下記の取組みを実施しております。

- (1) 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取り締役に報告しております。
- (2) リスク管理規程により、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- (3) 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- (4) 監査役は、取締役会及び経営会議等に出席しております。また、取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- (5) 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2017年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,666</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>2,589</b>  |
| 現金及び預金          | 5,424         | 買掛金            | 519           |
| 受取手形及び売掛金       | 1,678         | 未払金            | 1,152         |
| 製品              | 323           | 未払法人税等         | 714           |
| 仕掛品             | 270           | 繰延税金負債         | 33            |
| 原材料及び貯蔵品        | 597           | 役員賞与引当金        | 21            |
| 繰延税金資産          | 10            | その他            | 147           |
| その他             | 361           | <b>固定負債</b>    | <b>613</b>    |
| 貸倒引当金           | △0            | 社債             | 35            |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,110</b>  | 繰延税金負債         | 227           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,470</b>  | 役員退職慰労引当金      | 131           |
| 建物及び構築物         | 539           | 退職給付に係る負債      | 165           |
| 機械装置及び運搬具       | 88            | その他            | 52            |
| 工具、器具及び備品       | 1,400         | <b>負債合計</b>    | <b>3,202</b>  |
| 土地              | 2,353         | <b>(純資産の部)</b> |               |
| 建設仮勘定           | 87            | <b>株主資本</b>    | <b>10,494</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5</b>      | 資本金            | 452           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>635</b>    | 資本剰余金          | 428           |
| 投資有価証券          | 330           | 利益剰余金          | 9,614         |
| 長期貸付金           | 109           | 自己株式           | △1            |
| 繰延税金資産          | 15            | その他の包括利益累計額    | 80            |
| その他             | 181           | その他有価証券評価差額金   | 80            |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>純資産合計</b>   | <b>10,575</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,777</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>13,777</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2016年7月1日)  
(至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 18,802 |
| 売上原価            | 11,612 |
| 売上総利益           | 7,190  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,225  |
| 営業利益            | 2,964  |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息及び配当金       | 9      |
| 持分法による投資利益      | 5      |
| 受取家賃            | 30     |
| 為替差益            | 9      |
| 受取保険金           | 24     |
| その他             | 19     |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 0      |
| 減損              | 4      |
| その他             | 0      |
| 経常利益            | 3,058  |
| 特別利益            |        |
| 補助金収入           | 33     |
| 特別損失            |        |
| 固定資産圧縮損         | 33     |
| 固定資産除却損         | 35     |
| 税金等調整前当期純利益     | 3,022  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,056  |
| 法人税等調整額         | 5      |
| 当期純利益           | 1,960  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | -      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,960  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自 2016年7月1日  
至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

|                                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|------------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                                | 452     | 428       | 7,851     | △1      | 8,730       |
| 当 期 変 動 額                                |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |           | △196      |         | △196        |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益         |         |           | 1,960     |         | 1,960       |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |         |           |           | △0      | △0          |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | -       | -         | 1,763     | △0      | 1,763       |
| 当 期 末 残 高                                | 452     | 428       | 9,614     | △1      | 10,494      |

|                                          | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計  |
|------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|
|                                          | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |
| 当 期 首 残 高                                | 44               | 44                | 8,774  |
| 当 期 変 動 額                                |                  |                   |        |
| 剰 余 金 の 配 当                              |                  |                   | △196   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る<br>当 期 純 利 益         |                  |                   | 1,960  |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |                  |                   | △0     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | 36               | 36                | 36     |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | 36               | 36                | 1,800  |
| 当 期 末 残 高                                | 80               | 80                | 10,575 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

|             |                                            |
|-------------|--------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 7社                                         |
| 主要な連結子会社の名称 | 株式会社アクシーズフーズ<br>株式会社アクシーズケミカル<br>錦江湾飼料株式会社 |

#### 2. 持分法の適用に関する事項

|              |              |
|--------------|--------------|
| 持分法適用の関連会社の数 | 1社           |
| 主要な会社等の名称    | 有限会社南九州バイオマス |

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産

###### 製品、仕掛品、原材料

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

###### 貯蔵品

最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 2～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |

- . 無形固定資産 ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- . 役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる事項
- イ. 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- . 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、原則として連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ハ. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。  
なお、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。
- 二. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (追加情報)  
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

### 【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

|         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 19百万円 |
| 土地      | 1,755 |
| 計       | 1,775 |

上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,363百万円

3. 国庫補助金等による圧縮記帳額

219百万円

(うち、当連結会計年度の圧縮記帳額)

( 33百万円)

### 【連結損益計算書に関する注記】

固定資産圧縮損

固定資産圧縮損は、国庫補助金の受入額を工具、器具及び備品の取得価額から直接控除したものであります。

### 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当連結会計年度末株式数 |
|----------|-------------|
| 普通株式     | 5,617,500株  |

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2016年9月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 196             | 35.00           | 2016年6月30日 | 2016年9月23日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2017年9月12日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 252             | 45.00           | 2017年6月30日 | 2017年9月13日 |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。

社債は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、すべて固定金利の調達であり金利の変動リスクに晒されておられません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金    | 5,424               | 5,424    | －        |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,678               | 1,678    | －        |
| (3) 投資有価証券    | 330                 | 330      | －        |
| (4) 長期貸付金     | 109                 | 109      | 0        |
| 資産計           | 7,542               | 7,543    | 0        |
| (1) 買掛金       | 519                 | 519      | －        |
| (2) 未払金       | 1,152               | 1,152    | －        |
| (3) 未払法人税等    | 714                 | 714      | －        |
| (4) 社債        | 35                  | 35       | 0        |
| 負債計           | 2,422               | 2,422    | 0        |
| デリバティブ取引(※)   | 1                   | 1        | －        |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価の算定は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

### 【1株当たり情報に関する注記】

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,883円05銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 349円02銭   |

### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2017年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,396</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>2,233</b>  |
| 現金及び預金          | 3,558         | 買掛金            | 443           |
| 売掛金             | 1,658         | 未払金            | 842           |
| 製品              | 284           | 未払法人税等         | 668           |
| 仕掛品             | 280           | 未払消費税等         | 100           |
| 原材料及び貯蔵品        | 302           | 預り金            | 59            |
| 前渡金             | 185           | 繰延税金負債         | 34            |
| 前払費用            | 55            | 役員賞与引当金        | 21            |
| その他             | 70            | その他            | 64            |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,367</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>413</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,956</b>  | 繰延税金負債         | 226           |
| 建物              | 415           | 退職給付引当金        | 131           |
| 構築物             | 95            | 役員退職慰労引当金      | 55            |
| 機械及び装置          | 0             | <b>負債合計</b>    | <b>2,647</b>  |
| 車両運搬具           | 0             | <b>(純資産の部)</b> |               |
| 工具、器具及び備品       | 1,326         | <b>株主資本</b>    | <b>8,044</b>  |
| 土地              | 2,075         | 資本金            | 452           |
| 建設仮勘定           | 42            | 資本剰余金          | 428           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>411</b>    | 資本準備金          | 428           |
| 投資有価証券          | 199           | <b>利益剰余金</b>   | <b>7,165</b>  |
| 関係会社株式          | 192           | 利益準備金          | 41            |
| 出資金             | 0             | その他利益剰余金       | 7,123         |
| その他             | 19            | 特別償却準備金        | 714           |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,763</b> | 別途積立金          | 2,250         |
|                 |               | 繰越利益剰余金        | 4,158         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△1</b>     |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 71            |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 71            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>8,115</b>  |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>10,763</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(自 2016年7月1日)  
(至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 16,434 |
| 売上原価         |     | 11,965 |
| 売上総利益        |     | 4,469  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 1,849  |
| 営業利益         |     | 2,619  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 101 |        |
| 受取家賃         | 23  |        |
| 為替差益         | 9   |        |
| その他の         | 47  | 181    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 0   |        |
| 減損損失         | 3   |        |
| その他の         | 0   | 3      |
| 経常利益         |     | 2,797  |
| 特別利益         |     |        |
| 補助金収入        | 33  | 33     |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除却損      | 33  |        |
| 固定資産圧縮損      | 33  | 67     |
| 税引前当期純利益     |     | 2,763  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 936 |        |
| 法人税等調整額      | 1   | 937    |
| 当期純利益        |     | 1,825  |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2016年7月1日  
至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

|                                           | 株 主 資 本 |           |              |                  |                 |                  |       |               |
|-------------------------------------------|---------|-----------|--------------|------------------|-----------------|------------------|-------|---------------|
|                                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金        |                 |                  |       | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                                           |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金            | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  |       |               |
|                                           |         |           |              | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |       |               |
| 当 期 首 残 高                                 | 452     | 428       | 428          | 41               | 698             | 2,250            | 2,546 | 5,536         |
| 当 期 変 動 額                                 |         |           |              |                  |                 |                  |       |               |
| 特別償却準備金<br>の 積 立                          |         |           |              |                  | 153             |                  | △153  | -             |
| 特別償却準備金<br>の 取 崩                          |         |           |              |                  | △136            |                  | 136   | -             |
| 剰余金の配当                                    |         |           |              |                  |                 |                  | △196  | △196          |
| 当期純利益                                     |         |           |              |                  |                 |                  | 1,825 | 1,825         |
| 自己株式の取得<br>株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |         |           |              |                  |                 |                  |       |               |
| 当期変動額合計                                   | -       | -         | -            | -                | 16              | -                | 1,612 | 1,629         |
| 当 期 末 残 高                                 | 452     | 428       | 428          | 41               | 714             | 2,250            | 4,158 | 7,165         |

|                                           | 株 主 資 本 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------------------|---------|----------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                                           | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                 | △1      | 6,415          | 39                         | 39                     | 6,454     |
| 当 期 変 動 額                                 |         |                |                            |                        |           |
| 特別償却準備金<br>の 積 立                          |         | -              |                            |                        | -         |
| 特別償却準備金<br>の 取 崩                          |         | -              |                            |                        | -         |
| 剰余金の配当                                    |         | △196           |                            |                        | △196      |
| 当期純利益                                     |         | 1,825          |                            |                        | 1,825     |
| 自己株式の取得<br>株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>( 純 額 ) | △0      | △0             | 31                         | 31                     | △0        |
| 当期変動額合計                                   | △0      | 1,628          | 31                         | 31                     | 1,660     |
| 当 期 末 残 高                                 | △1      | 8,044          | 71                         | 71                     | 8,115     |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料……………売価還元法による原価法。但し、原材料のうち飼料については先入先出法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～47年

構築物 2～35年

機械及び装置 4～9年

工具、器具及び備品 2～10年

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる事項

### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、原則として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 【貸借対照表に関する注記】

### 1. 担保に供している資産

|    |              |
|----|--------------|
| 建物 | 19百万円        |
| 土地 | 1,755        |
| 計  | <u>1,775</u> |

上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

|           |              |
|-----------|--------------|
| 建物        | 1,204百万円     |
| 構築物       | 259          |
| 機械及び装置    | 151          |
| 車両運搬具     | 13           |
| 工具、器具及び備品 | 3,125        |
| 計         | <u>4,754</u> |

### 3. 国庫補助金等による圧縮記帳額

(うち、当事業年度の圧縮記帳額) ( 218百万円  
33百万円)

### 4. 関係会社に対する金銭債権

|        |      |
|--------|------|
| 短期金銭債権 | 0百万円 |
| 短期金銭債務 | 0    |

## 【損益計算書に関する注記】

### 1. 関係会社との取引高

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 営業取引による取引高      |        |
| 売上高             | 347百万円 |
| 仕入高             | 5,222  |
| その他             | 379    |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 109    |

### 2. 固定資産圧縮損

固定資産圧縮損は、国庫補助金の受入額を工具、器具及び備品の取得価額から直接控除したものであります。

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

| 自己株式の種類 | 当事業年度末株式数 |
|---------|-----------|
| 普通株式    | 1,533株    |

## 【税効果会計に関する注記】

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |        |
|--------------|--------|
| 退職給付引当金      | 40 百万円 |
| 役員退職慰労引当金    | 17     |
| 減損損失         | 142    |
| 投資有価証券評価損    | 1      |
| 未払事業税        | 27     |
| その他          | 20     |
| 繰延税金資産小計     | 248    |
| 評価性引当額       | △163   |
| 繰延税金資産合計     | 85     |
| 繰延税金負債       |        |
| 特別償却準備金      | △314   |
| その他有価証券評価差額金 | △31    |
| 繰延税金負債合計     | △346   |
| 繰延税金負債の純額    | △261   |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 30.7 % |
| (調整)                 |        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.1   |
| 評価性引当額               | 0.1    |
| 法人税額の特別控除額           | △0.9   |
| 留保金課税に課される税額         | 4.6    |
| その他                  | 0.5    |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 33.9   |

## 【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称          | 議 決 権 の<br>所 有 ( 被 所 有 ) の<br>割 合<br>(%) | 関 連 当 事 者 と の 関 係                     | 取 引 の 内 容          | 取 引 金 額<br>※ 2 | 科 目   | 期 末 残 高 |
|-----|-----------------|------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------|----------------|-------|---------|
| 子会社 | 錦 江 湾 飼 料 ( 株 ) | ( 保 有 )<br>直 接<br>100                    | 飼 料 原 料 の 供<br>給 及 び 飼 料 製<br>造 の 委 託 | 飼 料 等 の 仕 入<br>※ 1 | 4,717          | 買 掛 金 | —       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 錦江湾飼料(株)からの飼料等の仕入の単価につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,445円13銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 325円07銭   |

## 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2017年8月3日

株式会社アクシーズ  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 和 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクシーズの2016年7月1日から2017年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクシーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2017年8月3日

株式会社アクシーズ  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 畑 秀 和 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクシーズの2016年7月1日から2017年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年7月1日から2017年6月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年8月8日

|               |      |
|---------------|------|
| 株式会社アクシーズ     | 監査役会 |
| 常勤監査役 西 秀 樹   | Ⓢ    |
| 社外監査役 山之内 浩 明 | Ⓢ    |
| 社外監査役 新 倉 哲 朗 | Ⓢ    |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき45円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は252,718,515円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2017年9月13日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため現行定款第4条に定める当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社という制度が導入されました。つきましては、業務の執行と監督の分離をより一層進め、取締役会の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り透明性の高い経営と適切な意思決定の実現による、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(3) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) その他規定の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
- (5) なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の单元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会<br/>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第17条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、<u>その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会<br/>(削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p>                                                                                      | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>                                                                                                                                                             |
| <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. (条文省略)</p>                                                                  | <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>     | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                                |

| 現 行 定 款 |                                                                                   | 変 更 案 |                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | (新 設)                                                                             |       | <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                                           |
| 第24条    | (条文省略)                                                                            | 第24条  | 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                           |
|         | (新 設)                                                                             |       | 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。                                               |
| 第25条    | (条文省略)                                                                            | 第25条  | (現行どおり)                                                                                        |
|         | (新 設)                                                                             |       | <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>                                                                         |
| 第26条    | (条文省略)                                                                            | 第26条  | 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。              |
| 第27条    | (新 設)                                                                             | 第27条  | (現行どおり)                                                                                        |
|         | (取締役の報酬等)                                                                         |       | <u>(監査等委員会規程)</u>                                                                              |
| 第28条    | 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                          | 第28条  | 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                        |
| 第29条    | 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 | 第29条  | (取締役の報酬等)<br>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役会の設置)</u></p> <p>第27条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第28条 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                      | 変 更 案                                         |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>                                                       | <p>(削 除)</p>                                  |
| <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                       |                                               |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>                                                    | <p>(削 除)</p>                                  |
| <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |                                               |
| <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>                         |                                               |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                       | <p>(削 除)</p>                                  |
| <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                      |                                               |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>                                                      | <p>(削 除)</p>                                  |
| <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                         |                                               |
| <p>第6章 会計監査人</p>                                                             | <p>第5章 会計監査人</p>                              |
| <p><u>(会計監査人の設置)</u></p>                                                     | <p>(削 除)</p>                                  |
| <p>第35条 当社は、会計監査人を置く。</p>                                                    |                                               |
| <p>第36条～第37条 (条文省略)<br/>(新 設)</p>                                            | <p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>                      |
| <p>第7章 計 算</p>                                                               | <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p>                     |
| <p>第38条～第40条 (条文省略)</p>                                                      | <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p>第7章 計 算</p>                                                               | <p>第6章 計 算</p>                                |
| <p>第38条～第40条 (条文省略)</p>                                                      | <p>第34条～第36条 (現行どおり)</p>                      |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（3名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 伊地知高正<br>(1975年3月3日生)        | 2005年2月 当社入社<br>2007年7月 管理部長(現)<br>2007年9月 取締役<br>2009年9月 専務取締役(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>錦江湾飼料株式会社代表取締役社長 | 502,815株   |
| 2     | さかき 榊 しげる 茂<br>(1953年9月29日生) | 1977年4月 当社入社<br>2001年9月 取締役(現)<br>2003年7月 生産部長<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アイエムポーター代表取締役社長                  | 18,200株    |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | にし ひで き 樹<br>西 秀 樹<br>(1956年9月22日生)         | 1981年4月 当社入社<br>2003年7月 鹿児島工場長<br>2008年4月 宮之城工場長<br>2009年9月 取締役製造部長<br>2010年6月 川上工場長<br>2013年2月 社長室長<br>2013年9月 当社監査役(常勤)(現)                                            | 7,000株     |
| 2     | やま の うち ひろ あき 明<br>山之内 浩 明<br>(1961年12月6日生) | 1990年12月 税理士登録<br>山之内素明税理士事務所(現:税理士法人れいめい)入所<br>1997年7月 (有)山之内コンピューター会計代表取締役(現)<br>1999年8月 当社社外監査役(現)<br>2012年6月 山之内浩明税理士事務所(現:税理士法人れいめい)所長<br>2017年7月 税理士法人れいめい代表社員(現) | —          |
| 3     | しん くら てつ ろう 朗<br>新 倉 哲 朗<br>(1968年4月14日生)   | 1998年4月 弁護士登録<br>和田・石走・蓑毛法律事務所<br>(現:弁護士法人和田久法律事務所)<br>入所(現)<br>2007年4月 鹿児島県弁護士会副会長<br>2010年4月 鹿児島県弁護士会における法律相談センター運営委員会及び裁判員裁判に対応できる弁護士養成委員会委員長<br>2010年9月 当社社外監査役(現)  | —          |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 山之内浩明氏及び新倉哲朗氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1)山之内浩明氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、税理士として財務等専門分野に関する相当程度の知見を有しておられることから、監査等委員である社外取締役として適切な助言を頂けるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2)新倉哲朗氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、会社経営を統括する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として適切な助言を頂けるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、新倉哲朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2001年9月27日開催の第39回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、同額の年額120百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は3名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、2名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を現在の監査役の報酬の総額と同額の年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

### 第7号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役3名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額21百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役佐々倉豊氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査等委員会の決議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                                                    |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 佐々倉 豊 | 1997年7月 取締役<br>2008年9月 監査役（常勤）<br>2009年9月 代表取締役社長（現任） |

以上



## 株主総会会場ご案内図

会 場：鹿児島市新照院町41番1号  
城山観光ホテル 4階 ガレリア

電 話：099-224-2211



### 交通のご案内

|              |       |
|--------------|-------|
| 鹿児島空港から      | 車で40分 |
| J R 鹿児島中央駅から | 車で10分 |
| 天文館通りから      | 車で10分 |